

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年 第15回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和3年12月22日(水) 午前 9時30分から 午前10時32分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館2階庁議室
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員、青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	水上教育部長、赤間郷育推進課長、溝辺図書館長、堀田文化財課長、大庭教育総務課長、城野教育総務課参事、石津学校教育課長、藤岡主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係長、石松指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画係長、川上主事

会 議	議 (内 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 報告第 6 号 福津市電子図書館について ・ 日程第 4 議案第 3 8 号 福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて ・ 日程第 5 報告 ・ 教育長の動静報告 ・ 1 2 月議会について ・ 諸報告 ○ 令和 3 年度コミュニティ・フェスタについて ○ 令和 3 年度第 3 1 回宗像地区人権・同和教育実践交流会について ○ 宗像地区教育実践・論文表彰式について ・ 日程第 6 その他 ・ 今後のスケジュールについて ・ 1 月の定例教育委員会の日程について 1 月 2 7 日（木） 午前 9 時 3 0 分から 会場：庁舎本館 2 階大会議室 ・ 日程第 7 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0 人
	資料の名称	
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録
会議録署名委員		大嶋教育長 半澤委員

その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
大嶋教育長：おはようございます。 会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 笹田係長：本日は、次第のほかに別紙としまして、12月議会の資料、そして、宗像地区人権・同和教育実践交流会のお知らせ、そして、「FUKUTSUコミュニティ・フェスタ」のお知らせをお配りしています。 資料としては、以上です。 大嶋教育長：本日の会議は、傍聴の申出はありません。 それでは、改めまして皆さん、おはようございます。 教育委員の皆様、先日は総合教育会議に御出席いただきありがとうございました。 教育委員の皆様には、教育委員会としての意見を述べていただき、市長との協議を行った結果、これまで検討を進めてきた過大規模校への対応として、令和9年度の開校を目指して小学校と中学校各1校を新設するという方向について、市長と教育委員会が合意をいたしました。 今後正式な建設箇所や学校の規模、校区、その他の諸問題について協議、調整を進めていくこととなります。 また、開校までには時間を要することから、それまでの間の過大規模校への対応についても並行して進めていくこととなります。 1 日程第1 開会の宣言 大嶋教育長： それでは、構成委員数5名のうち、ただいま出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和3年第15回福津市教育委員会定例会を開会いたします。 直ちに会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 大嶋教育長： 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。 福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と半澤委員で確認、署名することとします。 3 日程第3 報告第6号 福津市電子図書館について 大嶋教育長： 日程第3、報告第6号 福津市電子図書館について報告いたします。	

事務局に説明をお願いしたいと思います。

赤間課長。

赤間課長：おはようございます。郷育推進課の赤間です。

郷育推進課から報告第6号について説明をいたします。報告第6号、福津市電子図書館について別添のとおり報告する。

令和3年12月22日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由としましては、今年の6月の定例会におきまして、電子図書館の導入に必要な経費を補正計上させていただいていました。議決をいただきまして、その後プロポーザル方式で業者を選定して契約をしています。現在、来年の2月1日の開設を予定としまして、業者と協議・調整を進めているところでございます。

今回、現在までの取組状況と、それから、電子図書館導入後の運用方針がまとまりましたので、これについて御報告をさせていただきます。

報告の詳細につきましては、市立図書館館長の溝辺館長から説明をいたします。

よろしくお願いいたします。

大嶋教育長：溝辺図書館長、お願いします。

溝辺図書館長：おはようございます。図書館長の溝辺です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

福津市電子図書館につきまして、取組状況、概要及び運用方針等について報告資料を基に御説明いたします。

まず、導入の背景及び目的についてですけれども、背景としては大きく2つあります。

1つ目は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出移動の自粛要請や公共施設等の臨時休館、新しいライフスタイルにより感染症への日常的な取組などに加え、福津市の特殊需要も相まって、市民、取り分け子どもたちのストレスやフラストレーションが増加していたことが挙げられます。

2つ目は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が、令和元年6月に施行され、視覚障害者等へのアクセシブルな電子書籍等の提供など、公立図書館における障害者サービスの充実が求められていることです。

このような背景から、目的を新たな時代にふさわしい読書活動の推進と位置づけるとともに、非来館型サービスや読書バリアフリーの推進を図るために、電子図書館サービスを導入すべきだと考えました。

導入効果としては、1、来館しなくてもいつでもどこでも24時間インターネットを通して図書館資料が利用でき、コロナ禍にあっても臨時休館等の影響を受けない。また、GIGAス

クール構想で導入された一人1台タブレットの活用にもつながる。

2、障害のある方や高齢者にも操作しやすい読書バリアフリーに対応した機能を有し、障害者サービスの充実が図れる。

3、読書離れが進む中高生（ヤングアダルト）の読書意欲を向上させ、読書活動の推進につながる。

4、子育て世代や親の介護、仕事等の事情により、来館時間の確保や来館すること自体が難しい利用者、多様な文化習慣を持つ外国人利用者などに読書の機会を提供できることなどが期待されます。

導入スケジュールについては、先ほど赤間課長が申しましたが、もう少し詳細に説明いたします。令和3年6月議会で補正予算が成立し、先進自治体への調査・研究を踏まえながら、9月から11月にかけて公募型プロポーザルや審査会を行いました。11月8日に、株式会社図書館流通センターと業務委託契約を締結し、現在2月1日の開設に向けて鋭意準備を進めています。

電子図書館サービスについてを御覧ください。福津市における電子図書館サービスの概要・運用方針等を記載しています。この後審議を予定しています議案第38号にも関連がございますので、（1）電子資料の提供方法、（2）利用者の範囲、（3）電子図書館の利用、（4）利用申請、（5）電子書籍の品揃え、（6）貸出点数・貸出期間、（7）予約・リクエストについて御説明させていただきます。なお、この運用方針は、市民や利用者の方への御案内文章として活用したいと考えています。

それでは、報告資料を基に御説明いたします。

まず、1点目の電子資料（電子書籍）の提供方法です。電子書籍は、福津市が契約する事業者が構築する電子図書館サービスを利用し、インターネット経由でスマートフォン、タブレット、パソコン等の情報通信機器に提供します。

提供に当たっては、福津市の図書館ホームページ上に「電子図書館サイト」を立ち上げ、電子資料の検索、貸出し、返却、閲覧などができるようにいたします。

なお、電子図書館へ接続する際には発生する通信料は、利用者の負担になります。

（2）利用者の範囲でございます。御利用できる方は、福津市の公共図書館、これは市立図書館とカメラiasステージ図書館が発行する図書館利用カードの交付を受けた、福津市に在住・在勤・在学の個人です。

現在、福津市立小・中学校に在籍する児童生徒には、これは学校教育課と今後協議を進めてまいりたいと思っておりますけど、学校図書館利用カードを利用カードとみなすことができる

ように準備を進めたいと考えています。

(3) 電子図書館の利用。電子図書館の利用には、利用者 I D (アイディー) とパスワードが必要です。I D とは、個人を識別するための番号のことで、福津市の公共図書館が発行する図書館利用カードと同じ番号です。パスワードは、英数字を使った本人を確認する暗証番号のことです。パスワードは本人を確認するための重要なカギとなりますので、本人以外分らないものを設定する必要があります。

(4) 利用申請です。利用カードをお持ちの方と利用カードの期限が失効している方や利用カードをお持ちでない方で取扱いが異なります。

利用カードをお持ちの方は、I D ・パスワードとも利用申請の必要はありません。あらかじめ P W の初期設定に生年月日、西暦の数字 8 桁を付与いたします。電子図書館を御利用されるときに、御自身で適切な番号、英数字を含む 6 桁以上の番号に変更していただくことになります。

利用カードを持たれていない方・期限が失効している方については、利用カードの交付申請を行い、利用者 I D を取得し、御利用していただくことになります。

(5) 電子書籍の品揃えについてです。電子書籍の数量は、開設時の令和 4 年 2 月 1 日に 5, 0 0 0 点、年度末までに 7, 0 0 0 点を予定しています。

(6) 貸出点数・貸出期間については、貸出点数は 3 点まで、貸出期間は 1 5 日以内です。予約が入っていない場合は、1 5 日を限度に延長ができます。

(7) 予約・リクエストについてです。予約点数は 3 点まで、置き置き期間は貸出しが可能になった日から起算して 8 日以内です。

次に、電子書籍の選定基準についてですが、福津市の公共図書館における紙媒体の資料を補完し、魅力ある蔵書構成となるよう、電子書籍の選定・収集にあたりたいと考えています。

導入の背景及び目的で少し述べさせていただきましたが、非来館型サービスや読書バリアフリーを推進するといった観点から、(1) 紙媒体が持たない機能を有するもの。から、(6) 福津市に関わる郷土資料や行政資料の中で電子化することができるもの、までに留意して資料の選定・収集を行ってまいります。

次に、電子書籍の種類についてです。電子書籍には、利用権限に制限がない「買切り型ライセンス」と、一定期間の利用制限や回数制限が付与されている「条件付きライセンス」の 2 種類がございます。

令和 3 年度における電子書籍の収集は「条件付きライセンス」は 1, 0 0 0 点で 3 0 8 万円。「買切り方ライセンス」は

6, 000点で2, 640万円。合計7, 000点で2, 948万円を予定しています。

なお、最終的にはこの額の配分が変わる可能性がありますので、あらかじめ目安として提示しています。

なお、参考ですが、図書館流通センター（TRC）が提供する電子書籍数は約8万3, 000点あります。そのうち2020年度に全国の電子図書館で閲覧されたベストリーダーは2万4, 494点。及び2021年度に新たに電子化された書籍は今のところ約1, 600点ありますが、年度末までにまだ増える予定です。これらを中心に、7, 000点の選定作業を行う予定です。

以上をもちまして、電子図書館についての御説明を終わらせていただきます。

大嶋教育長：本件に対する質疑をお受けします。

ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：この電子図書というのは、例えば紙媒体の本を借りる場合は、1冊の本は1人の人しか借りられなくて、同時に複数の人が借りることはできないと思いますが、電子図書というのは1冊の本に対して同時に複数の人が借りることは可能でしょうか。

溝辺図書館長：お答えいたします。

ライセンス契約を結ぶ場合については、ほとんどが1ライセンスの契約になると思います。その場合は、1人が借りているときは、他の人は借りることはできません。ただし、その本の予約はすることができます。

財源さえ許せば、2ライセンス、3ライセンスという契約もできますが、高価なものですので、なかなかライセンス数を増やすということが難しいと思います。

半澤委員：分かりました。

大嶋教育長：ほかにございませんでしょうか。

農崎委員、お願いします。

農崎委員：ぜひ、2月1日以降利用したいなとは思っていますが、その中で、市民の皆様に御案内する書類についてご質問です。利用カードを持たれていない方、または失効している方と書いてありますが、失効することはあるのでしょうか。利用カードは私も持っているんですけど、期限はありましたかね。

溝辺図書館長：おっしゃるとおりです。

現在は、期限は付与されていません。次の議案第38号の規則改正の中で、カードの利用期限というのを定めてまいりたいと思っています。

農崎委員：わかりました。

溝辺図書館長：これまでは発行されて、期限なしで継続されていますけど、実際に住まれているかどうかともきちんと確認しないといけないと

いうこともありますので、その辺りをこれからきちんと対応してまいりたいと思っています。

農崎委員：はい。分かりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

今村委員：関連してですがよろしいでしょうか。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：私も利用カードは持っていますが、現在、利用カードはだいたいのくらいの方が持っているのでしょうか。

溝辺図書館長：そうですね、確か、全体で約4万5千人だったと思います。

今村委員：4万5千人も。

その有効期間は先程の答弁でもありましたけど、どれぐらいの期間とするつもりですか。例えば3年とか5年とか。

溝辺図書館長：3年を予定しております。

今村委員：3年ですね。わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：よろしいですか。

では、ないようですので質疑を終結します。

4 日程第4 議案第38号 福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

大嶋教育長：それでは、日程第4、議案第38号 福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間課長。

赤間課長：それでは、議案第38号について説明をいたします。議案第38号 福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて。

福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則は、次の理由により改正する必要があるため、別案のとおり福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和3年12月22日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由としましては、先ほどの報告事項と関連して、福津市電子図書館の導入に伴いまして、関係規定を整備する必要があるということ、それと、カメラにありますが福津市複合文化センターの図書館、こちらとも関連しておりますので、同時にこちらの規則も改正をさせていただきたいと思っております。そして、これまでの運用状況に照らしまして、規則で明確になっていない部分等がございましたので、今回併せまして利用者の方に分かりやすいように規則を改正するというところ

で、提案をさせていただいています。

詳細につきましては、引き続き、溝辺図書館長から説明をいたします。

大嶋教育長：溝辺図書館長、お願いします。

溝辺図書館長：御説明いたします。

福津市立図書館条例施行規則改正の趣旨は、福津市電子図書館の開設に伴い、関係規定を整備するとともに、福津市の公共図書館、これは、市立図書館及び複合文化センター図書・歴史資料館の利用者や、業務を遂行する図書館スタッフにとって明瞭で適切に解釈できる条文、最適なルールとなるように条例の改正を図るものです。

その改正に伴い、市立図書館における図書館資料の貸出しに関する諸規定との整合性を図るため、「福津市複合文化センター条例施行規則」「第3章（図書・歴史資料館）第1節（図書館）」の関連規定の改正が必要となります。

そこで、2つの規則を同時に改正したく、本定例会に御提案しています。

「両規則の新旧対照表」を基に、改正の概要等を御説明いたします。

まず、「福津市立図書館条例施行規則」です。「第1章第1節（通則）」の改正でございます。

第2条の改正は、電子図書館サービスの開始に伴い、第9号を第10号に繰り下げて、第9号に「電子図書館の管理運営」に関する事項を図書館事業の一つとして定めています。

第3条（館内利用）の改正は、館内利用における閲覧場所、閲覧視聴覚資料の定義や館内視聴できる利用者の範囲を明確にしています。

館内視聴できるのは、福津市の公共図書館に利用登録され、図書館利用カードを持っている方に限られます。

第4条（貸出しの対象者等）の改正は、図書館資料に電子書籍（定義を含みます。）を加えるとともに、資料の貸出しができる対象者を明確に規定しました。電子書籍を利用できる方は、原則として福津市に在住、在勤、在学の個人の方です。

また、第2項第4号には、個人貸出しの対象者として「館長が特に必要と認める者」という新たな規定を設けています。これは、長期間にわたり福津市の老人ホームや医療機関等に入所・入院していたり、仕事上の都合で長期滞在したりするなど、何らかの事情で住民登録ができない方などに対しては、諸般の事情を考慮した上で、貸出し対象者の範囲に含めることができる規定を定めています。なお、第12条に規定する利用登録に際しては、本人確認書類に加え、施設長、病院長や会社（事業所）の責任者等から在籍確認（照明・照会）などを行った上で手続を進めるものとしています。

第6条（図書館資料の予約）の改正は、図書館資料の予約に関する冊数制限、通知方法、効力の失効などについて、電子書籍の取扱いも加えて、現状の事務処理方法に適応するように規定しました。

予約できる資料は、図書資料10冊、電子書籍3点、視聴覚資料2点までです。また、図書資料と視聴覚資料の予約総数の上限は10冊・点までとなっています。

次に、「第2節 個人貸出し」の改正でございます。

第12条（登録等の手続き）の改正は、本人確認の書類について具体例を示すとともに、新たに利用カードの有効期間（3年）等を定めています。

確認書類の具体例として、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードですね、運転免許証、健康保険証、学生証、その他本人を確認できる書類を示しました。

利用カードの有効期間は3年間、これについては後ほどまた説明いたしますが、団体貸出しも同様でございます。

更新手続の流れとしては、確認書類の再提示、提出済み申込書の記載内容に関する変更の有無を確認した後で、期間を更新します。

ちなみに、交付の日から3年としているのは、福岡市、春日市、糸島市、古賀市の例を参考にしています。

第13条（利用カードの取扱い及び再発行）の改正は、第13条（利用カードの取扱い）と第14条（利用カードの再発行）に関する条文を一つの条文としてまとめています。

第14条（貸出しの手続）の改正は、「利用カードの再発行」に関する規定を第13条に移動し、新たに「貸出しの手続（図書館での貸出し時における利用カードの提示、電子書籍の貸出における利用カードの番号の入力）」に関する規定を設けています。

第15条（貸出冊数及び貸出期間等）の改正は、図書資料、電子書籍、視聴覚資料について、貸出冊数、貸出期間を明確に規定しました。

登録者1人につき、図書館資料は期間内に読み切れる冊数（実質上の無制限）です。電子書籍は3点以内、視聴覚資料は2点以内としています。

「貸出期間は15日以内」を「貸出期間は、貸出を受けた日から起算して15日以内」に改正し、起算日を明確にしています。

貸出期間延長に関する規定については、「特別の支障がない限り」を「他の登録者から予約がない場合に限り」に明確化しました。また、第3項には、他の公共図書館等から借り受けた資料（相互貸借資料）の延長ができないことを定めています。

第15条の2（代理による個人貸出し）として、新たな条文

を追加しています。仕事、病気、その他やむを得ない事情がある場合には、代理人によって個人貸出しを受けることができるようにしました。この規定を適応する場合には、予約の貸出しなどを除き、原則として申請書（委任状）を提出していただく必要があります。

第16条（貸出しの停止及び登録の取消し）は、「貸出しの停止」と新たに規定した「登録の取消し」の2つで構成しています。

まず、「貸出しの停止」には、期間内に返納しない者に加え、図書館を管理する上で支障（例えば図書館資料等を損傷する、入館者に迷惑をかける、所定の場所以外で飲食する、許可なく撮影等を行うことなど）があり、図書館規則や館長の指示に従わない者に対しても館長の職務権限、（図書館法第13条第2項）で貸出し停止ができるようにしました。

「登録の取消し」には、館長の職務権限によって登録抹消ができる規定を設けています。

ただし、権利の制限に当たりますので、不正行為を行った者、再三の督促を行っても長期にわたり返却しない者、長期間、これは5年以上貸出しを受けていない者など、必要最小限の範囲としています。

次は、第3節の「団体貸出し」についてです。

第17条（貸出しの手続）の改正は、第2項に、利用カードの有効期間を3年間とする規定を加えました。これは個人貸出しと同様の取扱いです。

第19条（準用規定）は、個人貸出しの条文改正に伴い、準用する内容や条番号を見直しています。

「市立図書館条例施行規則」の改正は、以上でございます。

続きまして、「福津市複合文化センター条例施行規則」の改正に移ります。

第12条（図書館資料）の改正は、図書館資料の定義に、電子書籍（電磁的記録によって作成された図書館資料のうちインターネットによる貸出しを行っている電子書籍）を加えました。

第13条（館内利用）の改正は、市立図書館と同様に、館内視聴ができる利用者の範囲を明確にしています。

第14条（貸出しの対象者等）と、第16条（図書館資料の予約）、第20条（個人貸出しに係る登録等の手続）、第21条（利用カードの取扱い及び再発行）及び第22条（貸出しの手続）の改正については、市立図書館条例施行規則、「第4条、第6条、第12条、第13条、第14条」の各規定と、整合性が取れるように、それぞれ同等の内容を規定しています。

第23条（個人貸出しの貸出し期間等）の改正は、市立図書館条例施行規則第15条と見出しの部分を除き同じ内容で規定し

ました。

第23条の2（代理による個人貸出し）及び第24条（貸出しの停止及び登録の取消し）については、市立図書館条例施行規則第15条の2、第16条と同様の内容で規定しています。

第25条（団体貸出し手続）の改正は、第2項に、利用カードの有効期間を3年間とする規定を追加しています。

第27条（準用規定）については、条文改正に伴い、準用規定を見直しています。

以上で、利用規則の改正内容の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

大嶋教育長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑を受けたいと思います。

ございませんでしょうか。

今村委員、お願いします。

今村委員：第16条の2について、館長は登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができるとあります。これについて、3つの事項が挙げられています。虚偽の登録と、返却しない場合と、それから、5年以上の長期にわたり図書館資料の貸出しを受けていないと、これらについてはよく分かるんですが、例えば、よく本を破ったりとか傷つけたりとか、電子図書ではありませんけど、そういう場合についての事項を加えてよろしいですかね。傷つけるといったようなことは電子図書の場合はないのでしょうか。

溝辺図書館長：電子図書の場合はありません。

今村委員：ないわけですね。

僕はCDが頭に浮かんだものですから、お尋ねしたのですが、電子図書だからないわけですね。

溝辺図書館長：普通の図書館資料、紙媒体の分も当然ありますが、この場合については、資料弁償基準というのがありますので、それに基づいて弁償していただいています。

今村委員：わかりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：利用カードの有効期間が3年間ということですがけれども、よくほかのところで、利用している人はずっと続けられるけど、最終利用日から3年経過したら失効するといったような規定があるかと思うのですが、今回は一律に、発行して3年経ったら、その利用カードは使えなくなるのでしょうか。全員3年経つごとに再発行が必要で、また、新しく自分の身分証明書を出してという手続が必要になるということであれば、少し業務が煩雑になるのではないかと思います。

大嶋教育長：溝辺図書館長、お願いします。

溝辺図書館長：宗像市は半澤委員がおっしゃったように、最後に借りた日から3年間という形をとられていますが、古賀市の場合は交付を受けた日から3年という形になっています。福津市も3年といった形で進めていく予定ですが、そのときの更新手続は、身分証明書をもとに、住所や電話番号等に変更がないかを、確認する必要があると思っています。少し煩雑になるかもしれませんが、3年に1回の手続を踏んでいただくような形をとる方向で進めています。

現在カードを持っているほとんどの人が期限切れという状況になります。一気に更新に来られると、当然混雑します。現在コロナ禍ですので、密は避けたいので、経過措置として、1年間の猶予期間を設けています。図書館に来られた際に、身分証明書をお持ちでない方には、次回に来られた際に身分証明書をお持ちくださいといったような声かけをして、トラブルがないような形で進めていきたいと思っています。

大嶋教育長：半澤委員。

半澤委員：ということは、本を借りる際に、カードの期限が切れていれば、この場で手続きをしてくださいという流れになって、新しく登録し直すということなんですかね。

溝辺図書館長：本人確認ができるものをお持ちであればその場で手続きができるようにしようと思っています。

半澤委員：免許証等を出すだけで済むということですか。それとも何か書類等を書いて提出する形なのでしょうか。

溝辺図書館長：それについては簡略化したいと考えています。

毎回書類提出していただくとなると、事務処理も大変ですし、申請する方も大変だと思いますので、本人確認で明らかに住所等何も変更がないのであれば、更新をするという形で進めていきたいと考えています。

新しい制度になりますので、ホームページや館内でも十分な周知をしていきたいと思っています。

半澤委員：身分証の提示で更新処理はすぐできるわけですね。

分かりました。

今村委員：毎月病院で保険証を確認するようなものですね。

半澤委員：そうですね。

溝辺図書館長：おっしゃるとおりですね。

今村委員：身分証を出してくださいという、それで受付の方が確認することですね。

溝辺図書館長：よろしいでしょうか。

大嶋教育長：はい。

溝辺図書館長：カードに有効期限が書かれておらず、利用される方がなかなかいつ期限が切れたかというのが分かりにくいと思うので、貸し出すときに、次回本人確認ができるものをお持ちくださいなどといった声かけをして、スムーズに手続が済むような形で進め

たいと思っています。

農崎委員：現在持っているカードは変わらないということですね。新たにカードが発行されるわけじゃなくて、現在持っているカードにそれぞれの期限が入るというだけで、カード自体は変わらないわけですね。

大嶋教育長：溝辺図書館長、お願いします。

溝辺図書館長：おっしゃるとおりです。更新ですから、カード自体は変わりません。新しく全面的にやり変えるという話ならばカードも新しくなるのですが、現在お持ちのカードについては、捨てずにそのまま継続して持っていただくことになります。

農崎委員：分かりました。

今村委員：受付の方がパソコンか何かに更新したという履歴を残すわけですね。

溝辺図書館長：おっしゃるとおりです。パソコンの画面上にいつ更新したかを入力して残します。

大嶋教育長：半澤委員、お願いします。

半澤委員：電子図書についてですけれども、15日の貸出期限が過ぎると、何か返却手続が必要ですか。それとも、15日過ぎたらもう見れなくなるという形になるのでしょうか。

大嶋教育長：館長、お願いします。

溝辺図書館長：見れなくなります。自動的に返却になりますので、延長手続きもできません。

半澤委員：ということは、借りたら、返却は特別何もしなくてよいということですね。

溝辺図書館長：はい、期限がきたら自動的に返却されます。

半澤委員：それはよいですね。

分かりました。

大嶋教育長：実際に利用される立場からの御質問をいただいておりますが、ほかはよろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程の第4、議案第38号 福津市立図書館条例施行規則及び福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 報告

大嶋教育長：日程第5、報告、教育長の動静報告をいたします。11月17日から12月21日までの教育長の動静報告ということで資料

をつけています。

先ほど冒頭にも御挨拶で申しましたが、12月15日の第1回の総合教育会議については、ありがとうございました。委員の方々から御意見をたくさんいただいて、市長との合意を得ることができましたので、また、これから進めていきたいと思っています。

それから、12月21日の庁議におきまして、新設校の方向性ということで、総合教育会議の結果を受けて、これから市として進んでいくということで確認がありました。

以上ですけれども、何か御質問はございませんでしょうか。

今村委員。

今村委員：12月15日の総合教育会議の後、郷づくりの代表者会議が行われているじゃないですか。

大嶋教育長：はい。

今村委員：これは、新設校について何か意見とか、郷づくりからありましたでしょうか。

大嶋教育長：郷づくり代表者会議で3つほど案件がございまして、3つ目で総合教育会議の結果について、事務局から報告させていただきました。そして、それについての御質問、御意見をいただいています。

福間南郷づくりからは、福間南小学校の過大規模校対策はどのようになるのかという御心配の声をいただきました。そこについては、やはり私たちも考えておりますが、新設校の建設以外の部分での最大限の措置を行っていきたいということをお答えしています。

それから、もう1つは、福間郷づくりから、新設校は小学校1校、中学校1校の計2校の建設ということで決まって進んでいくことは分かったけれども、やはりこれまでの教育委員会としての取組で、かなり増築等を繰り返してきたことで、やはり財源的にかなり厳しい状況ではないでしょうかという御心配の声をいただいています。それについては、これまで行ってきた増築等が十分活用できるような過大規模対策をしてくということでお答えしています。

あとは、新設校建設以外の過大規模校対策をしっかりやってほしいという御意見もいただいております。

今村委員：分かりました。

大嶋教育長：よろしいですか、ほかには。

今村委員：はい。

大嶋教育長：それでは、12月議会についての報告を水上部長よりお願いします。

水上部長：失礼します。教育部長の水上です。よろしくお願いします。

お手元に12月定例会の一般質問と答弁についてお配りしていますので、そちらについて簡単ではございますが、説明をさ

せていただきたいと思います。今回13名の議員さんのうち6名の方が教育委員会関連の御質問をされておられます。

まず、森上議員でございます。森上議員につきましては、多くの質問があったんですが、こちらに抜粋していますので、簡単に説明させていただきたいと思っています。まずは、GIGAスクール構想についての御質問でございます。御存じのとおり、今年度から一人1台のタブレット、また、高速の通信ネットワークを各小中学校に整備させていただいているところでございますので、そのことについての質問でございました。

答弁といたしましては、現在、研修会等を踏まえながら、全体的なスキルアップを図っているということを回答させていただいているところでございます。併せてICT支援員さんを今年度から増員しているということについても回答させていただいているところでございます。

それから、本市における過大規模校問題についての質問でございます。現状の課題と解決策、今後の取組ということで御質問がありまして、これについては、教育委員会から市長へ提出した令和3年9月29日付の「学校教育施設整備に係る申出」に対しての市長からの回答を受けて検討をしているというところで、その段階では、庁議等内部で協議を重ねているところでございますという形でお答えさせていただいているところでございます。

続きまして、横山議員でございます。横山議員につきましては、防犯対策というところで、学校における防犯教育の取組について御質問があつています。

これについては、各学校にて、「危機管理マニュアル」を作成していますので、それに基づいて対応を行っている。また、校内研修を踏まえて教職員間で共通理解を図って対応しているということで答弁させていただいているところでございます。

それから、秦議員でございます。秦議員につきましては、まずは、中学校についての状況についての質問でございました。各中学校の推薦入試の受験者数の合格率について、それから部活動の活動状況についてという質問でございます。このことにつきましては、やはり過大規模化している小中学校のうち、中学校について進路保障の問題についての質問であったかと思えます。

それから、中学校の不登校生徒への対応についての質問でございましたので、教育支援センター「ひだまり」の説明であるとか、各中学校における校内の適応指導教室での支援体制について回答させていただいております。

それから、通学路の安全対策についての御質問がありましたので、これについては、危険箇所の抽出を行いながら、できる限りの対応を行っており、警察でできること等、また、市の中

のでできることを振り分けながらそれぞれ対応しているということ
で答弁をさせていただいております。

それから、新設校建設予算の財源確保について質問があつて
います。

続きまして、下山議員でございます。下山議員につきましては、
主に教育の機会均等についての御質問でございました。福
津市の小中学校が過大規模校化している中で、教育の機会をど
のように担保しているのか、課題と解決策についてご質問があ
りました。

これについて、現在実際に起こっています教室不足について
は、特別教室を普通教室に転用していくこととか、少人数教育
や習熟度別学習といった指導が十分行えていない現状について
答弁をさせていただいているところでございます。

それから、その関連で、教育課程の編成・実施上、大規模校
の中学校の抱えている課題について御質問がございました。こ
れについて、人的面につきましては、教職員の病気休暇等によ
り、教員不足が生じている状況について答弁させていただいて
います。

また、施設整備面につきましては、現在、理科の授業などで
実験や観察が十分行えていないということについて課題がある
ということを答弁させていただいているところでございます。

それから、学校経営上の課題についての質問につきまして
は、多様な児童生徒の実態把握、安全確保が課題として挙げら
れるという形で答弁させていただいているところでございま
す。

それから、義務教育における6－3制と5－4制、4－3－
2制についての御質問もあつているところでございます。

それから、もう1つ、コミュニティ・スクールの取組という
ことで、地域学校協働活動推進員の位置づけ、その中で特に地
域コーディネーターの位置づけについての質問があつていると
ころでございます。

その地域学校協働推進員については、その効果といたしまし
て、学習の深まりや、教職員が子どもたちと関わる時間を確保
できていると答弁していますし、今年度から統括地域コーデ
ィネーターを配置し、さらに地域とのつながりが強まっている
という形で答弁させていただいているところでございます。

次に、福井議員でございます。福井議員につきましても、学
校の中での児童・生徒数や学級数の適正規模について、それか
ら、小・中学校別の児童・生徒数の将来予測についての質問、
それから、小・中学校の配置についての御質問がございまし
た。これについては、早期的な過大規模校の緩和・解消に向け
て、新設校が小学校と中学校それぞれ1校ずつ必要であると答
弁をさせていただいているところでございます。

それから、過大規模校対策のハード面での課題と対策について御質問がありました。これについては、新設校開校までに増築等のできることから対応していくという形で答弁させていただいているところでございます。

それから、新設校の建設計画の進捗について御質問がございました。これにつきましては、先ほどの森上議員の回答と同様の回答になりますが、9月29日付の教育委員会から市長に対する申出、それから、市長からの回答について庁内で協議を重ねているところでございますと答弁させていただいています。

併せて新設校のスケジュールについての御質問に対しては、令和9年度開校を目指して進めていきたいという形で答弁させていただいています。

最後に、戸田議員です。戸田議員につきましても、今年度も6月議会以降、新設校、学校問題について質問をされていますので、現在の進捗状況が分からない、見えてこないという御質問がございました。これにつきましては、森上議員と福井議員と同様ですが、現在、教育懇話会や通学区域審議会からいただいた答申を踏まえながら教育委員会として考えをまとめまして、9月29日付で市長に対して「学校教育施設整備に係る申出」をしまして、10月26日付で市長からの回答があり、今後の計画については、庁内での協議を重ねているところでございますと答弁をさせていただいています。

以上、簡単ですが、12月議会の一般質問についての質疑でございました。

以上でございます。

大嶋教育長：では、次の諸報告にきたいと思います。令和3年度コミュニティ・フェスタについて、石松指導主事、お願いします。

石松指導主事：学校教育課の石松です。皆様の資料としては、白黒のものが1枚あると思います。

コミュニティ・フェスタですが、昨年度はコロナ禍において実施できず、映像をイオン等で公開するという形で行いましたが、今年度は、コミュニティ・スクールで、地域学校協働本部の活動というのをたくさん地域の方たちにも周知していただきたいということを目的として、短い時間ですが実施するという方向で考えています。

期日は、1月29日の土曜日の11時から15時となっています。こちらのチラシが「広報ふくつ」と一緒に全世帯に配付されています。

今年度は、ステージ発表が幼稚園のみ。そして、映像での発表が、幼稚園と津屋崎中学校区と福間東中学校区。展示発表を、福間中学校区が行う予定になっていますので、ぜひ足を運んでいただけたらと思っています。また、体験活動などもありますので、さまざまな世代の方たちにも楽しんで、御理解して

いただけるようになっていいますので、よろしくお願いいたします。

大嶋教育長：それでは、続きまして、令和３年度第３１回宗像地区人権・同和教育実践交流会について、山根指導主事、お願いします。

山根指導主事：失礼いたします。学校教育課、山根です。

令和３年度第３１回宗像地区人権・同和教育実践交流会についての説明をさせていただきます。来年、令和４年１月１３日１５時から、宗像ユリックスにて、人権・同和教育実践交流会を行いたいと考えています。

今年度の交流会に関しましては、宗像地区の教職員のうち１割が宗像ユリックスにて対面に参加し、残り９割はオンラインで参加する予定になっています。

教育委員の皆様には、来賓としてぜひ宗像ユリックスのほうへ御参加していただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

大嶋教育長：それでは、宗像地区教育実践・論文表彰式について、山根指導主事、お願いします。

山根指導主事：失礼いたします。

続きまして、宗像地区教育実践・論文表彰式について御説明いたします。こちらは令和４年２月２２日火曜日に福岡教育大学のアカデミックホールで行うことになっています。詳しい案内については、また後日書面にて連絡をさせていただこうと思うのですが、こちらについては、会場の収容人数の制限もあり、少し入場を制限しているところがございます。今回に関しては、来賓の方をお呼びせずに行うこととなりましたので、御報告させていただきます。先ほども言いましたように、後日書面により改めて御連絡をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

６ 日程第６ その他

大嶋教育長：日程第６、その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

笹田係長：今後のスケジュールにつきまして、次第の３０ページに、本日から１月３１日までのスケジュールを載せています。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内いたします。

１月１３日木曜日、先ほど御案内がありました、宗像地区人権・同和教育実践交流会、宗像ユリックスで行われます。御都合つきましたら御出席をお願いいたします。

１月２６日水曜日、第３回古賀高等学校組合教育委員会、こちらは午前中に古賀市役所で行われます。農崎委員に出席をお

願いたします。

1月27日木曜日が次回の教育委員会定例会となっています。9時半から市役所本館2階の大会議室で行います。

1月29日土曜日、先ほど御案内がありました、「FUKUTSUコミュニティ・フェスタ」です。福津市複合文化センター、カメラホールで11時から行われる予定です。

以上です。よろしくお願いいたします。

7 日程第7 閉会宣言

大嶋教育長：日程第7、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しましたので、これで令和3年第15回福津市教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。